

# コロンビアにおける 2016 年税制改正の概要

(2017 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 **Asesores Legales y Tributarios** に作成委託し、2017 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **Asesores Legales y Tributarios** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Asesores Legales y Tributarios** が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ボゴタ事務所  
E-mail：[CBO@jetro.go.jp](mailto:CBO@jetro.go.jp)

**JETRO**

## コロンビアにおける 2016 年税制改正の概要

2014 年 12 月の税制改正に対する企業の反発を受け、ここ数年の原油価格下落で生じた財政赤字解消も焦点として、議会で審議されてきた新たな税制改正案が 2016 年 12 月 30 日に承認され、2016 年法律第 1819 号として施行された。政府は、1 年目の 2017 年に 6 兆 5,000 億コロンビアペソ(以下、「ペソ」)、その後 2022 年までに計 22 兆ペソの追加税収が見込まれるとしている。

### 1. 国税

#### (ア) 付加価値税 (IVA)

標準税率は 16%から 19%に引き上げ。特別税率は 5%または 0%。

5%：コーヒー、小麦粉、食用油、チョコレート、電気自動車 (10 人乗り以上)、生理用品など

0%：牛肉、魚、養殖エビ、卵、牛乳、乳児用ミルクなど

#### (イ) 法人所得税 (Impuesto sobre la renta y complementarios)

2017 年 34%、2018 年 33%。課税所得額が 8 億ペソを超える法人に対しては、2017 年 6%、2018 年 4%の上乗せ課税が適用される。フリートレードゾーン利用企業は 20%。

#### (ウ) 単一課税 (Monotributo)

所得額が 1,400UVT (Unidad de Valor Tributario, 以下「UVT」)

から 3,500UVT の小規模事業主に対する課税。所得額に応じ、16UVT、24UVT、32UVT の課税。UVT は課税基準単位。2017 年の 1UVT は 3 万 1,859 ペソ。

#### (エ) 消費税 (Impuesto nacional al consumo)

標準税率 8%。携帯電話サービスについては、付加価値税課税前の利用額の 4%、飲食店のサービスについては利用額の 8% (フランチャイズや利権営業などの商業施設、店舗には適用されず、付加価値税が課税される)。なお、飲食の提供によって得た前年課税所得額が 3,500UVT 以下の個人および最大 1 カ所の飲食施設を有する個人も飲食店に属する。

(オ) プラスチック製レジ袋に対する課税 (Impuesto nacional al consumo de bolsas plásticas)

2017 年 7 月 1 日以降、スーパーなどで使用されるプラスチック製レジ袋に対して課税される。一袋当たりの課税額は、2017 年 20 ペソ、2018 年 30 ペソ、2019 年 40 ペソ、2020 年 50 ペソ。

(カ) ガソリン税 (Impuesto nacional a la gasolina)

1 ガロン当たりの課税額は、レギュラー490 ペソ、ハイオク 930 ペソ、軽油 469 ペソ、その他 469 ペソ。

(キ) 炭素税 (Impuesto nacional al carbono)

CO<sub>2</sub> 排出量を抑えることを目的に、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料を使用した製品に課税される。課税額は、ガス 1 m<sup>3</sup>当たり 29 ペソ、液体ガス 1 ガロン当たり 95 ペソ、ガソリン 1 ガロン当たり135 ペソ、ジェット機用燃料 1 ガロン当たり 148 ペソ、軽油 1 ガロン当たり 152 ペソ、燃料油 1 ガロン当たり 177 ペソ。

## 2. 地方税

(ア) 自動車税 (Impuesto sobre vehiculos automotores)

税率は、車種や製造年、排気量などによる評価額に基づき毎年見直される（大蔵・公債省のウェブサイトにて概算可能）。ボゴタ市の場合、2017 年は 1.5%～3.5%。公共車両は 0.5%。

(イ) 商工業税 (Impuesto de industria y comercio)

すべての工業、商業活動、サービス業に対して課税される。輸出を除く前年所得をベースに課税。税率は各地方自治体によって異なるが、0.2%～1.0%程度。ボゴタ市の場合は 0.3%～1.4%までの税率がある。早期に支払えば割引になる。

(ウ) タバコ税 (Impuesto al consume de cigarillos y Tabaco elaborado)

1 箱 (20 本) 当たり 700 ペソ